

# 財政状況等一覧表（平成22年度決算）

(単位:百万円)

団体名 むつ市

標準税収入額 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額 C	標準財政規模 A+B+C
6,374	9,888	1,588	17,850

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	債務負担行為に基づき支出予定額	備考
一般会計	37,965	37,465	500	422	1,045	37,403	3,491	
公共用地取得事業特別会計	8	8	0	0	8	25	0	
一般会計等	38,018	37,417	602	422		37,428	3,491	実質赤字額

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

⑤ (= -②)  
※ ②が負数の場合のみ

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	1,564	1,436	127	1,113	197	11,522	1,625	法適用
下水道事業特別会計	1,446	1,446	0	0	603	11,206	10,589	
魚市場事業特別会計	6	4	2	2	0	0	0	
国民健康保険特別会計	7,364	7,865	△ 501	△ 502	507	0	0	
介護保険特別会計	4,878	4,878	1	1	724	0	0	
後期高齢者医療特別会計	439	435	4	4	158	0	0	
老人保健特別会計	5	5	0	0	4	0	0	
公営企業会計等 計				619		22,727	12,214	連結実質赤字額

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用している公営企業である。

2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。

3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。

4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

⑧ (= -(②+⑥))  
※ (②+⑥)が負数の場合のみ

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	左のうち一般会計等繰入見込額	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
一部事務組合 下北医療センター 病院事業会計	12,240	11,488	752	△ 4,176	3,527	0	7,776	4,881	法適用
下北地域広域行政事務組合 一般会計	6,471	6,417	54	54	0	40	6,204	4,090	
青森県市町村職員退職手当組合 一般会計	14,060	12,980	1,080	1,080	0	0	0	0	
青森県交通災害共済組合 交通災害共済事業会計	212	196	17	17	0	0	0	0	
青森県市町村総合事務組合 一般会計	790	770	20	20	0	0	0	0	
青森県市長会館管理組合 一般会計	4	4	0	0	0	0	0	0	
青森県後期高齢者医療広域連合 一般会計	502	481	21	21	0	5	0	0	
青森県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計	140,036	136,879	3,157	3,153	0	3,824	0	0	
一部事務組合等 計				169	3,527		13,980	8,971	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
財団法人 むつ市教育振興会	△ 19	9	10	1	0	0	0	0	
社団法人 むつ市協野沢農業振興公社	△ 2	△ 34	11	6	0	0	0	0	
シライイン株式会社	△ 146	53	3	59	0	0	0	0	
地方公社・第三セクター等 計			24	66	0	0	0	0	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成21年度 決算A	平成22年度 決算B	差引 B-A
財政調整基金	0	0	0
減債基金	0	0	0
その他充当可能基金	1,244	1,336	92
充当可能基金計	1,244	1,336	92

⑫

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

(単位:%(財政力指数を除く))

財政指標名	平成21年度 決算A	平成22年度 決算B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計)	平成21年度 決算A	平成22年度 決算B	差引 B-A
実質赤字比率 (赤字の場合「△」)	△ 4.18	2.36	6.54	12.60	20.00	水道事業会計	80.7	78.2	△ 2.5
連結実質赤字比率 (赤字の場合「△」)	△ 0.83	5.82	6.65	17.60	35.00	下水道事業特別会計	0.0	0.0	0.0
実質公債費比率	19.8	19.3	△ 0.5	25.0	35.0	魚市場事業特別会計	33.9	32.8	△ 1.1
将来負担比率	242.5	234.8	△ 7.7	350.0					
財政力指数	0.40	0.39	△ 0.01						
経常収支比率	98.6	95.4	△ 3.2						

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 2. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。  
 3. 「資金不足比率」について、事業の規模が零となる場合には、「※」で表示している。  
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成22年度決算による基準である。

### 【参考】健全化判断比率(実質公債費比率を除く)の算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{実質赤字額 ⑤}}{\text{標準財政規模 ①}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 ⑧}}{\text{標準財政規模 ①}}$$

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 ⑬} - \text{充当可能財源等 ⑭}}{\text{標準財政規模 ①} - \text{算入公債費等の額 ⑮}}$$

・将来負担額 = ③ + ④ + ⑦ + 退職手当負担見込額 + ⑧ + ⑨ + ⑩ + ⑪ + 公的信用保証等に係る損失補償見込額

7,073 (百万円)	0 (百万円)	72,704
		⑬

・充当可能財源 = 充当可能基金 ⑫ + 充当可能特定歳入 + 基準財政需要額算入見込額

3,540 (百万円)	32,124 (百万円)	37,000
		⑭

・算入公債費等の額 =

2,651 (百万円)	⑮
-------------	---

## 7 健全化判断比率等の分析及び今後の対応方針

### (1) 健全化判断比率等の分析

	比率	分析
①実質赤字比率	-	単年度収支で約11億円、実質収支でも約4億円の黒字となり、赤字解消計画を1年前倒しで達成した。要因としては、地方交付税の増額、人件費の削減等が挙げられるものの、人口減少及び景気悪化に起因する個人市民税の落ち込みが見込まれる中、生活保護費や下北医療センターに対する繰出等経常的経費が大きく増額していることを踏まえ、引き続き職員数削減や遊休資産売却等により財源を確保しつつ、財政調整基金への積立ても視野に入れ、中長期的財政基盤強化を図っていく必要がある。
②連結実質赤字比率	-	連結実質赤字は解消したものの、国民健康保険特別会計は依然として赤字であり、予断を許さない状況にある。 全庁的な取組による国民健康保険税の滞納額増加の抑止、将来の保険給付費の抑制を目的とした健診受診率の向上等、多角的な施策の展開により、同会計の抜本的な収支改善を図っていく必要がある。
③実質公債費比率	19.3%	早期健全化基準(25.0%)は下回っているものの、地方債協議制度において起債の際に許可が必要な団体となる基準である18%を上回っている。今後、公債費負担適正化計画に基づき、堅実かつ計画性の高い事業実施を図り、地方債の発行を抑制していく必要がある。また、減債基金への積立を視野に入れた財政運営を図りつつ、比率の改善に最も効果的な公債費の繰上償還を視野に入れていかなければならない。
④将来負担比率	234.8%	前年度と比較して約8ポイント改善しているものの、一般会計で負担が見込まれる地方債・企業債の現在高は依然高額であり、本指標が高い水準にとどまる要因となっている。今後、着実に改善させるため、新規発行債の抑制、起債対象事業の計画的な実施に取り組むほか、将来負担額において大きなウェイトを占めている一部事務組合下北医療センターの経営健全化に最大限協力していく必要がある。
⑤資金不足比率		
水道事業会計	-	平成17年3月の合併時からの課題であった水道料金の統一を経過措置付きながらも実現したことにより、経営の健全化、効率化を進める基盤が整備されてきている。しかしながら、今後、老朽化した施設、設備の修繕、更新等に要する費用の増加が予想されることから、確度の高い収支予測に基づく計画的な事業実施が求められている。
下水道事業特別会計	-	市内4箇所の下水道施設と2箇所の漁業集落排水施設が供用開始しているものの、これらの平均経過年数は約9年、下水道処理人口普及率も15.1%と著しく低い水準にある。そのため、料金収入だけでは維持管理費用を賄うことができず、一般会計からの繰入金で収支のバランスを保っているのが現状である。今後、一般会計の負担を減らすため、建設事業費縮減、新規市債の発行抑制及び資本費平準化債の活用を継続するとともに、事業規模の縮小を視野に入れ、経営の健全化、効率化を進める必要がある。
魚市場事業特別会計	-	近年、使用料収入が減少傾向にあるものの、例年同様、平成22年度においても黒字を計上している。ただし、施設の老朽化に伴う修繕、更新費用が将来的に見込まれることから、これまで同様、収入確保及び経営の健全化、効率化に努めつつ、剰余金を活用した基金積立を進めていく必要がある。

(注)1 「①実質赤字比率」及び「②連結実質赤字比率」は、赤字がある場合に比率を正数で表示し、黒字の場合は「-」と表示している。

2 「④将来負担比率」及び「⑤資金不足比率」は、将来負担額又は資金不足額がない場合は「-」と表示している。

### (2) 今後の対応方針

赤字解消計画を1年前倒しで達成し、13年ぶりに赤字団体からの脱却を果たしたものの、国民健康保険特別会計では約5億円の赤字を計上しており、実質公債費比率や将来負担比率は高目で推移しているなど、依然として緊迫した財政運営が続いている。今後も財政黒字を堅持し、財政調整基金、減債基金の保持を可能とするため、これまで同様、職員数削減や遊休資産売却等による財源確保や経常経費の一層の抑制を推し進める一方で、電源三法交付金をはじめ更なる歳入の確保に努める。